

70

第八卷

時局宣傳資料

新華日報社

Doc # 2380

部外秘

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

時局宣傳資料

資料番号

甲二〇C

昭和十二年七月二十五日
情報委員會

●注 意

- 一、本書は時局宣傳の參考資料として主管廳に於て起草し、情報委員會に於て調整の上編纂したるものなり
- 二、本書の目的は關係應に於て講演、座談會、新聞、雜誌、映畫等の指導及連絡上の參考たらしむるに在るを以て、之を死藏することなく十分に活用し、汎ゆる機會に於て本内容の普及を圖るべきものとす、但本書の内容は此の儘新聞雜誌等に掲載するが如きことなき様注意を要す
- 三、本書の利用に方りては、普及の對象に應じ適宜内容を取捨選擇するものとす
- 四、本書は情勢の變化に伴ひ、時々改訂せらるゝことあるを以て、改訂版を受領せば速に新資料と差換へ、舊資料は燃却するものとす
- 五、本書は職務上利用すべきものなるを以て、異動等の場合には後任者に引繼ぐべきものとす

目次

一、幣制の統一	一頁
其一 舊幣制及通貨の概要	一
其二 幣制改革に至れる経緯	五
其三 弊制改革の断行	九
二、財政金融の整理改善	一四
其一 金融機關の統制	一四
其二 財政の改善	二〇
其三 公債の整理	二三
三、經濟建設の進展	二六
其一 經濟建設計畫及其の實績	二六
其二 經濟建設に關する主要機關	三二

其三 外國との經濟提携 三八

其四 國民經濟建設運動 四三

四、結 論 四五

其二 公債の發行 三三

其三 財政の整理 三三

其四 金融機關の整理 三四

其五 投資全般の整理 三四

其六 運輸事業の整理 三五

其七 増産事業の整理 三五

其八 舊増産事業の整理 三五

其九 増産事業の整理 三五

目 次

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

外務省

一 幣制の統一

其一 舊幣制及通貨の概要

大正三年北京政府は國幣條例を發布し、純銀の庫平(註)重量六錢四分八厘(二三・九七七五〇四八グラム)を以て價格の單位とし、之を圓(又は「元」と書く支那音同じ)と稱し純分九〇〇にして、一枚の重量庫平七錢二分のものを法貨として無制限通用力を賦與し、貨幣の種類を

銀貨	一圓	半圓	二角	一角	四種
白銅貨	五分				一種

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

銅貨 二分 一分 五釐 二釐 一釐 五種

二

と定め十進法に依り圓の十分の一を角と稱し、百分の一を分と稱し、千分の一を釐と稱し、貨幣の鑄造及發行權を國家に收め本位貨幣の自由鑄造制度を採用した。

註 庫平は清朝の制定せる官署の金錢出納に用ふる秤を云ふ。

然るに其の施行宜しきを得ず、新條例に依り鑄造せられたる貨幣は悉く法定の純分を缺きたるのみならず、一般經濟狀態は多年の慣用に基く舊貨幣の根本的改革を困難ならしめ、新幣制による銀元は單に通貨の一種たるに過ぎなかつた。斯くて支那の通貨は最近迄雜多の種類を有し、之を大別すれば左の如く銀兩、銀幣、銅幣、紙幣の四種となる。

(イ) 銀兩は一定の形狀と品位を具備せず、貨幣としての通用價值は個々の銀兩の品位鑑定、量目秤量により之を決定するもので、地金の授受と其の觀念を同うし、其の鑄造は専ら各地の民間金融機關たる銀爐の營業に屬し、且各地方に

於ける特殊の商習慣に基き、當該地方に通用する銀兩の品位竝に之を秤量する秤を異にしたる結果、銀兩の種類も種々雑多であつた。(前掲庫平兩、後掲關平兩等)

(ロ) 銀幣の主なるものは銀元と稱し其の補助貨を銀角と稱する。銀元は又大洋とも稱し香港弗、メキシコ弗等外國輸入のもの、支那の中央及地方造幣廠に於て鑄造せられたるもの、竝に大正三年以後國幣條例に依り鑄造せられた新銀元等各種類あり、其品位重量を異にし從て其の交換相場も一定して居なかつた。銀角(小銀貨)は小洋とも稱し各地鑄造のものに優劣あり、且其の通用に對する制限も嚴守せられず、市場に於ては其の含有純銀量を基準とする銀元に對する相場により流通した。

(ハ) 銅幣は銅元と古錢(制錢)即ち厘錢の二種あり、銅元は大正八年銀元に對する補助貨として一分及五釐の二種鑄造せられ、國幣條例に依り收受すべきことを布告せられたが、其の後其の鑄造は停止せられ現在流通するものは當十。

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

三

及當二十の二種で、前清時代のものを舊銅元と呼び民國以後のものを新銅元と稱する。

銅元當十は制錢十枚に、當二十は制錢二十枚に交換することに規定せられて居るが、制錢の減少と銅元濫鑄の結果法定價値の維持不可能となり市場の交換相場は日々變動する。

(二) 紙幣は之を鈔票と稱し大體元又は圓を單位とする銀元票、兩を單位とする銀兩票及吊文（制錢千枚を云ふ但し地方により當十銅貨十枚を以て一吊と云ふ慣例がある）を單位とする錢票の三種がある。

鈔票は在來の金融業者、各省立銀行、官銀錢局等により發行せらるゝも其通用區域に限度があつた。銀元及銀兩の兌換紙幣は最初外國銀行紙幣を追ひ出す目的を以て發行せられ、何等之に關する法規の制定がなかつたが、其の後支那新式銀行の設立に伴ひ、手續上中央政府の特許を要することゝなつた。然し事實上紙幣發行權は濫許せられ、民間銀行は何れも發行權を有し、而も兌換

準備を考慮せず無制限に紙幣を發行し、往々にして不換紙幣と化することがあつたから、兌換紙幣は其の發行銀行により信用を異にするに至り、從て豊富なる資本と確實なる基礎を有する在支外國銀行の兌換券が、却て支那銀行紙幣に比し信用を有するに至り、香上銀行紙幣の如きは最近迄南支及上海地方に於て多額の流通を爲して居たのである。

其二 幣制改革に至れる経緯

前記の通り貨幣制度複雑にして、國內産業及對外貿易上極めて不便なるに鑑み、幣制改革は前清時代より幾度か企圖せられ、内外識者により種々の意見が提出せられたが何れも實現を見るに至らなかつた。其中ケメラール委員會の報告は最近のものであつて、一昨年（昭和四年）の幣制改革に重大なる示唆を與へて居る。

(イ) ケメラール委員會の報告書

國民政府の依頼を受け昭和四年渡支せる米人ケメラール一行の報告書は昭和五年三月發表せられたが、其の骨子は支那に於て金本位制を採用し、逐次之を

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

447
全國に實施せんことを建言せるものにて、該案に依れば本位貨幣の價值を純金
六〇・一八六センチグラムとし之を「孫」と稱し「孫」を一百分、一分を十
釐とすることゝなつて居る。

ケメラ一案に對し、國民政府は大體訓政期間たる六ヶ年以内に準備工作を完
了し、憲政時期の開始と共に銀本位制を廢し金本位制に改むることゝし其の間

- (1) 輸入税を金本位に改め
- (2) 銀兩を廢して銀元に改め、補助貨を統一し
- (3) 國內交通の改善、産業の發達、輸出の増加を計ると共に國內金鑛の開
發をなす

との趣旨の方針を決定したのである。

(ロ) 關稅金單位制施行

當時恰も銀價の下落甚しく、國民政府は金價による外債償還の損失少からず、
國內金融上多大の打撃を蒙つたので之が補填の爲國家の最大稅收たる關稅の

金單位徵收を企圖し、昭和五年一月十五日國民政府令を以て海關金單位制を公布し、海關輸入税の徵收を同年二月一日より一律海關金單位計算に改め、海關金單位を純金六〇・一八六六センチグラム（即ち米貨〇・四〇弗、英貨一九・七二六ペンス、邦貨〇・八二五圓に當る）とし二月一日より三月十五日迄の輸入税は關平（海關專用の秤を關平と稱し關平銀一兩を一海關兩と稱する）一兩（一海關兩）を一・五海關金單位、三月十六日以降關平一兩を一・七五海關金單位に相當するものと定めたる。但銀元、銀兩其の他の通用銀幣による納入は之を許可し、其の海關金單位との換算率は總稅務司より隨時三日前に之を公布すべきこととしたのである。即ち右は海關金單位なる一の空單位を定め、海關稅率は其の儘とし金單位と關平銀との比率を一定し、又一般流通の銀貨幣と金單位との間にも隨時換算率を定め、實際の徵收は銀幣を以てすることとしたのである。

(2) 廢兩改元の斷行

支那に於ける財政の、經濟的統一の進路に就て

七

廢兩改元とは、秤量貨幣たる銀兩を廢し、銀元を以て之に代ふることて、其の目的とするところは銀元本位を以て、支那の通貨統一を計るにあるのである。然るに銀元の中でも其の品位重量は種々雑多であるから、銀兩廢止に先ち、一定不變の重量品位を有する銀元を鑄造することを要し、之が爲には組織設備共に完整せる造幣廠を設立する必要があつた。中央造幣廠は大正十年上海に起工せられ、昭和四年其の設備の完成を見たので、國民政府は昭和八年三月八日、銀本位幣鑄造條例を公布し、銀本位一元の總重量を二六・六九七一グラム、品位は銀八八〇、銅一二〇、即ち純銀二三・四九三四八グラムと定め、銀本位幣の鑄造は中央造幣廠の専屬とすると共に、標準銀兩〇・七一五兩を以て銀元一元に換算することに定め、財政部訓令を以て三月十日以降各地に於ける各種商品の市價及一切の取引、公私金錢の受拂、債權債務の決済は右換算率により一律に銀元を以て計算し、銀兩を以て計算するを許さざることとした。但し銀兩は使用を禁止せられた譯でなく前記の換算率により銀兩を

八

以て授受することは妨なく、唯商品の建値其の他一切の計算が銀元建に改められたのであつた。

然し廢兩改元の實施により、銀兩鑄造の必要を認めざることゝなつたので、財政部は昭和八年十月民間に於ける銀兩鑄造機關たる銀爐並に銀兩鑑定機關たる公估局の廢止を命じ、新に銀兩の鑄造をなすことを防止するに至つた。

其三 幣制改革の斷行

(イ) 幣制改革の近因

昭和八年米國に於て銀買上法が施行せられ、世界市場に於ける銀價と支那市場に於ける銀價との差が増大した爲、左なきだに世界不況の影響を受け國際收支上支拂超過となりし支那から、銀は甚だしく流出するに至り、之が爲上海市場の如きは急激なる通貨收縮を來たし、銀行の取付、錢莊の破綻等財界の混亂を呈するに至つた。

依て國民政府は昭和九年十月銀輸出税の引上並に爲替平衡税の實施等銀輸出

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

防止の措置を講ずると共に、翌十年春在支外國銀行に對し銀輸出の自制方に付精神的援助を要請した結果、莫大なる流出は停止するに至つたが、密輸出其の他の方法により海外流出は依然繼續し、通貨の不安愈々甚しくなつたので、國民政府は日英米の諸外國に對し非公式に財政援助を懇請するところがあつた。

英國は昭和十年リース・ロスを在支英國大使館經濟顧問に任命して、支那の財政、幣制に付種々研究せしむると共に、對支一千萬磅借款案を計畫したが、該借款案は日本の反對もあり不成立に終つた。然し同年十一月に入り支那財界は極度の混亂に陥つたので、國民政府はリース・ロスの獻策に基き十一月四日突如幣制改革を斷行するに至つたのである。

(ロ) 新幣制の現状

昭和十年十一月四日施行せられた新幣制の内容は大體

(a) 中央、中國、交通の政府系三銀行の紙幣を以て法定通貨とし、現銀の使

用を禁ずる

- (b) 三銀行以外の紙幣は期限を附し三銀行紙幣と引換回收す
- (c) 銀を國有とし、期限を附して法幣と引換回收する
- (d) 含有量三〇%以上の銀製品用材料の使用を禁ずる
- (e) 法幣の對外爲替相場を對英一志二片半見當に安定せしむる爲三銀行をして無制限に外貨の賣買に應ぜしむる
- (f) 發行準備管理委員會を設置し法幣準備金の保管及其發行引換事務を處理せしめ、且法貨發行額及準備金の種類及額は毎月一回検査公告せしむることとする

等を骨子とするものである。

次で昭和十一年一月十一日には補助貨條例が公布せられ、左記五種の補助貨が制定せらるゝことゝなつた。

ニツケル貨三種

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

二十仙 重量 六グラム 十仙 重量 四・五グラム

五仙 重量 三グラム

銅貨二種

一仙 重量 五グラム 品位銅九五、錫亞鉛五

半仙 重量 三・五グラム 品位銅九五、錫亞鉛五

幣制改革の斷行により従來地方的基礎に立つて居た通貨並に準備銀は中央の
一元的支配に歸することゝなつた。其の結果地方政權は財政的基礎を失ひ、延
いて政治的にも中央從屬を餘儀なくせらるゝことゝなり、南京政府の國內統
一を促進せしむる結果となつたのである。従て中央の政策如何によりては、
地方經濟の自治的安全性が脅かされることゝもなるのであるから、南京政府
の前記幣制改革に對し當時廣東、廣西に於ては中央の支配を受けざる独自の
幣制を施行し、又北支方面に於ては南京政府の現銀吸收は、北支金融を枯竭
せしむるとの見地より之に反對し、山東及平津地方の在銀は南送せられな

つた。そこで南京政府は不取敢發行準備管理委員會分會章程を公布して廣東、平津、山東、漢口の四地方に夫々分會を設置し當該地方の準備銀を其の儘保管せしむることゝした。然し其の他の各地支那民間銀行の準備銀は漸次政府に回收せられ、廣東は昭和十一年七月陳濟棠の亡命により中央の統制に服し、最近廣西も亦中央の援助を懇請するに至つた爲西南地方独自の幣制も中央の手により整理せらるゝ事となつた。

英國は支那新幣制に對し當初より多大の援助を與へ且香港に於ても支那幣制改革に呼應して新幣制を施行した。又在支外國銀行に於ても支那側の要請に基き漸次上海、青島、天津等に於ける其手持銀を多少のプレミアム付にて、法幣と引換に支那側に引渡すに至つた。本邦銀行は新幣制の成否見透し困難の爲、暫く引渡を見合せて居たが昭和十二年四月本邦實業團渡支の際之を支那側に引渡した。以上の通り國民政府は對內的には紙幣及準備銀の一元的國家管理に邁進し、對外的には爲替維持の爲國內に於て蒐集せる現銀を輸出賣却

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

して在外資金に充てて多難なる新幣制維持に努め、殊に銀賣却に關しては昭和十一年五月支那經濟使節陳光甫をして米國大藏長官モーゲンソーとの間に米支銀協定を締結せしめ、米國は支那の要請に應じ銀を購入し、支那は法幣發行額の二五%を下らざる銀準備を保有し前述の銀製品材料使用に對する制限を廢止することゝなつた。

斯くて新幣制は兎も角も今日まで維持せられて居るが、法幣發行額は昭和十年末幣制改革直後八億四千五百萬元なりしものが昭和十一年末には十二億九千八百萬元に達し、僅か一年間に四億五千三百萬元の増發となり、漸次通貨膨脹の趨勢に向つて居る。(尤も此の數字中には舊紙幣回收に要した新紙幣が入つて居る。)

新幣制の終局的成否は固より豫斷困難であるが、兎も角斯る幣制改革を斷行したることは、支那經濟史に於ける劃期的大事業と云ふことが出来る。

二 財政金融の整理改善

其一 金融機關の統制

(イ) 中央、中國、交通、三銀行の統制

國民政府は金融機關の統制強化を計る目的を以て、昭和十年四月中央、中國、交通三銀行を左記の通り増資し、且政府の出資額を増加して、之を完全なる政府の支配下に置いたが、中央銀行は其の後更に一億元(全額拂込)に増資した。

銀行名	増資前資本(單位百萬元)	増資後資本(單位百萬元)
中央銀行	二〇(政府持株 一〇〇%)	五〇(政府持株 一〇〇%)
中國銀行	再増資 二五(同) 一〇(同)	一〇〇(同) 同 四〇(同) 五〇(同) 二〇(同) 五五(同)
交通銀行	一〇(同)	二〇(同)

右三銀行の拂込資本額一億六千萬元は支那全國主要銀行(三銀行を含む一六四行)拂込資本總額四億元(一九三六年支那銀行年鑑)の四〇%を占めて居る。

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

三銀行の現主腦者左の通り。

中央銀行 總裁 孔祥熙 (財政部長)

副總裁 張公權 (鐵道部長)

陳行

中國銀行 董事長 宋子文 (全國經濟委員會常務委員)

孔祥熙、宋子文、宋漢章

常務董事 葉琢堂、錢新之、馮耿光

陳光甫

交通銀行 董事長 胡筠

胡筠、唐壽民、盛昇頤

孔令侃 (孔祥熙の息)

常務董事 宋子良 (宋子文の弟)

陳行 (中央銀行副總裁)

席德懋

(ロ) 中央信託局

國民政府は昭和十年十月資本金一千萬元を以て中央銀行の外局たる中央信託局を創設し、孔財政部長を理事長に葉琢堂、陳行を常務理事に任命したが、同局は(a)公務員の貯蓄及政府特許彩票(彩票は割増金附貯蓄債券の一種である)發行による貯蓄業務及び(b)官、公、機關の信託、保險業務を行ふ外(c)中央、地方各機關、國營事業及公共團體の委託による購買事務を代辨し、殊に上海商業貯蓄銀行、金城銀行、浙江興業銀行、中南銀行より成る銀行團と協同し、鐵道建設材料購入に對し鐵道部より發行する購料期票(一年後拂の手形)の支拂保證並に割引に應ずる等金融界にも活動して居る。

(ハ) 中國建設銀公司

國民政府は國內經濟開發の中樞機關として、昭和八年八月全國經濟委員會の組織擴大を計り、宋子文をして米國との間に成立せしめたる棉麥借款の一部を利用して、建設資金に宛つることを計畫したが(同計畫は失敗に終つた)

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

宋子文等は外資利用の見地より外國資本を誘導する中間機關設置の必要を認め、昭和九年五月支那銀行團の共同出資になる中國建設銀公司 (China Development Finance Corporation) を設立した。(因に本公司設立及經營には前聯盟事務次長佛人モネーが關係して居る)

該公司は資本金壹千萬元の株式組織で、公司章程に依れば、政府機關、内外銀行等と協同聯絡し公私各種企業を扶助し、農工商業を發展せしむる爲此の種事業に關する投資及事務管理、信託等の事務を取扱ふ事となつて居り、現に鐵道其の他の建設事業に參畫してゐる。

該公司の役員は左の通りである。

理事長 孔祥熙 (財政部長、中央銀行總裁)

常任理事 宋子文、貝淞蓀、李石曾、張公權 (鐵道部長)、陳光甫

總經理 宋子良 (宋子文の弟)

(二) 中國農民銀行

中國農民銀行は始め四省(河南、湖北、安徽、江西)農民銀行なる名稱にて昭和八年四月一日設立せられ、其の目的とする處は共產匪の禍害により疲弊せる該地方農村の復興救済にあり、本店を漢口に置き、前記四省の農業金融に従事し來つたが、其の後活動範圍を全國的に擴大して昭和十年五月中國農民銀行なる名稱に変更せられた。幣制改革以後紙幣發行權が政府系三銀行に集中せられたるに不拘、昭和十二年二月同行は、特に二ヶ年を限り、一億元を限度として紙幣の發行を許可せられて居る。

本銀行條例によれば、同行は國民政府の特許により農村經濟の復興、農業生産の改良促進をなすを目的とし、資本金一千萬元の株式組織で、株數十萬株、内財政部引受二萬五千株、其他各省市政府及一般個人引受となつて居る。尙同行營業の實際的内容は不明で、昭和十年九月末までに既に一億八百萬元の紙幣を發行し居るに不拘、其の農村貸出は僅かに一千二百萬元見當に過ぎずと見られ、本行は中央金融機關の圏外に立つて蔣介石の爲に軍事費を調達

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

する御用機關なりとも傳へられてゐる。

(ホ) 中國實業、通商、四明三銀行の統制

國民政府は民間銀行統制の目的を以て昭和十二年三月中國實業、通商、四明三銀行の改組を計り左記の通り政府資本を増加して之を完全なる政府統制下に置くこととした。

銀行名	資本	舊資本	新民間資本 (舊資本減額)	政府資本	新資本總額
中國通商	五、五〇〇 <small>千元</small>	五、五〇〇 <small>千元</small>	五二五 <small>千元</small>	三、四七五 <small>千元</small>	四、〇〇〇 <small>千元</small>
中國實業	三、五〇七	三、五〇七	五二六	三、四七四	四、〇〇〇
四明	二、二五〇	二、二五〇	三三七	三、六六三	四、〇〇〇

從て、三銀行の新資本總額一千二百萬元に對し政府出資は一千六十一萬二千元(八八、四%)に増大するに至つた。

其二、財政の改善

北京政府末期に於ては、軍事費の激増と軍閥の地方稅收差押とにより豫算の編

成不可能に陥り、殊に基本財源たる關稅、鹽稅の一部すら地方に差押へられ、全く政令及ばず、政府信用の失墜から對外借款も不能となり、財政は破綻し政府は没落の道を進むに至つた。

其の際國民革命軍は廣東より北伐の師を起し、大正十五年武漢に入り翌年南京に首都を定めた。然し當時國民政府は軍事費の増大に反し政府の稅收之に伴はず、財政は極めて困難の状態にあつたので、財政部長古應芬は軍資金調達の爲、浙江及江蘇兩省の財閥を説いて二五庫券の發行に成功し辛うじて難局を支へた。該庫券は古應芬、孫科、宋子文、三代の財政部長に互り合計九千四百萬元發行せられ、南京政府の財政に多大の貢獻をなしたが、之を契機として所謂浙江財閥と南京政府との聯繫は極めて緊密となつたのである。

昭和三年六月、國民革命軍の北京入城に引續き、財政部は第一次全國財政會議を開催し、「國家收入地方收入畫分標準案」及「國家支出地方支出畫分案」を決議し地租、契稅(註一)、牙稅(註二)、當稅(註三)の地方委讓を決定し、地方に財源を

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

二一

與ふると共に國稅の地方差押阻止に努力した。

註一 契稅—主として土地家屋等の買買抵當の際官署に登録するに當り課する稅

註二 牙稅—主として仲買商人等に對し營業免許證を特許する際課する稅

註三 當稅—質商に課する營業稅

次で昭和五年五月關稅自主權を獲得するや、翌年五月輸入稅率の引上を行ひ劃期的なる財源の確保に成功した。

茲に北京政府の末期たる民國十四年(大正十四年)以後最近に至る支那政府の歲入歲出を見るに左の通りである。

(民國十四年とは支那會計年度にして同年七月より翌年六月迄のこととて其他之に準ずる)

北京政府 民國十四年	歲入	歲出	歲入不足額
	四六一百萬元	六三四百萬元	一七三百萬元
	(右は單に紙上豫算に過ぎずして實際は不明なり)		

南京政府

民國十七年	民國十八年	民國十九年	民國二十年	民國二十一年	民國二十二年	民國二十三年
同	同	同	同	同	同	同
三三二	四八三	六一九	七四五	八六五	九四一	九九〇
四三二	五八四	七四九	九四一	九九〇	一一〇〇	一二五
一〇〇	一〇一	一三〇	一九六	一二五		

前記の如く國民政府財政は逐年膨脹の一途を辿り、民國二十三年度歳入は民國十七年度に比し殆ど二倍以上の増收となり、徴税に對する政府統制力の強化を實際に示して居る。

然しながら歳入増加の反面に於て支出も亦膨脹し、國家收支は連年赤字連續の狀態に在り、從て政府は赤字補填の爲に公債政策を繼續し來つて居るのである。(公債に付ては後に述べる)

尙國民政府の豫算制度が形式的にはせよ、最近に至つて確立せるは注目に値する。數年前迄豫算成立せずして終れること屢々あり、成立するも會計年度開始

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

二三

後であつたりしたが、最近二、三年は概ね數ヶ月前に成立する例となつて居る。決算も同様會計年度終了後比較的早く發表せらるる様になつた。但以上は何れも形式の問題であつて、公表せられたる數字が如何程真相を傳ふるものなりや全く不明である。

其三 公債の整理

支那に於ては政府の信用未だ確立し居らざる爲公債の發行に際しては擔保を附し、國債基金保管委員會を設置して公債基金の保管に當らしむることゝなつて居る。而して國家の最大財源たる關稅、鹽稅、統稅收入は常に公債擔保に供せられて來たのである。

國民政府の負擔に屬する内國公債は昭和十一年一月一日現在に於て

所 管 部	種 類	發 行 額	未 償 還 額
財 政 部	四一	九四一・〇〇〇 <small>百万円</small>	一、二六〇・〇〇〇 <small>百万円</small>
		一・三五五 <small>百万円</small>	

鐵道部	建設委員會	其他	總計
四	三	二	五〇
三八・〇〇 <small>百万円</small>	一〇・〇〇〃	一八・〇〇〃	一、〇〇七・〇〇 <small>百万円</small> 一・五 <small>百万円</small>
三六・四〇〇 <small>百万円</small>	七・一〇〇〃	一七・七〇〇〃	一、三二一・二〇〇 <small>百万円</small> 一・三九五 <small>百万円</small>

にして、其種類は複雑多岐であつた。依て政府は公債の信用を保持し、其の流通力を増大し、就中公債償還費軽減を計る見地より昭和十一年二月總額十四億六千萬元の統一公債(關稅擔保)を發行して財政部所管關稅擔保公債三十三種の強制借換をなし、更に金融組織の健全化、産業建設の促進を計る爲と稱し三億四千萬元(關稅擔保)の復興公債を發行した。

斯の如く多額の公債借換並に公債増發に成功した事は、幣制改革並に金融機關の統制による政府金融支配力の強化を實證するもので、嘗て財閥の援助を懇請し、辛うじて公債を發行し得たる數年前に比し著しき相違を示して居るのであ

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

る。財政部は之に依て各公債の償還期を數年乃至十數年延期するを得、新たなる公債發行をなしたが、總じて債務費の暫定的輕減をなすを得たのである。債務費は歳出の四割見當を占めて居たので右は全歳出輕減に偉大なる貢獻をなした。尙昭和十二年一月一日現在に於ける財政部所管の内國公債總額は二十億五千二百餘萬元の多額に達して居る。

三 經濟建設の進展

其一 經濟建設計畫及其の實績

最近支那に於ける經濟建設は主として孫文の建國方略に其の端を發し、之を基礎として大正二年計畫せられたる建國大綱中の實業計畫案は、其の後に於ける國民政府の國民經濟建設計畫の根本基準となつて居る。

昭和三年國民政府は、成立と同時に政治的經濟的建設に著手した。其の計畫は其の後種々の變遷があり、當初の理想的厯大案より漸次現實的實行案に移り、其

の手段として、一方に於ては財政金融の統制に依り國內資本の増大を計ると共に、他方に於ては國際聯盟との技術合作により外國の優秀なる技術を受け入れ、且外國との經濟協力により外國資本を誘導し、其の計畫の促進を計ることとしたのである。

而して最初の計畫に依れば、五十年間に總經費二百五十億元を以て鐵道十萬哩、自動車路百萬哩其他都市、商港を建設し同時に之に要する資材供給を目的とする各種工場を設立せんとする頗る大規模のもので、先づ最初十箇年五十億元計畫を樹立した。然るに其の後昭和六年の國民會議に於て、右第一次計畫を同年より昭和十一年に至る六箇年計畫に變更し、更に之を實業建設十箇年計畫案に改めたが、尙其の實行困難の爲差當り著手す可き目標として昭和七年實業建設四年計畫並に國營五工場建設案を立てた。而して右計畫は當時の支那の政情と、楊子江流域の支那經濟に對する重要性とに鑑み、差當り中部支那に於て之を施行することとしたが、其の要旨は

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

- (一) 實業部内に一局を設けて穀物の運輸、貯藏及配給を統制し
- (二) 農業試験所及其他の機關をして棉種の改良を行はしめ、且鐵道部と協同して棉花運輸會社を設立し棉花の運輸統制を行ひ
- (三) 炭鑛業者を聯合せしめ、且交通機關と連絡し石炭の生産、配給を統制し、以て國內炭業の振興を計ると共に
- (四) 硫安肥料工場、製鋼所、中央機械工場、新聞用紙工場、酒精工場の五大國營工場を設立すること等である。

右計劃の其の後に於ける成行を見るに、必ずしも當初の計劃通りには實現せられて居らぬが、其の一部又は之に相當するものは漸次實現を見て居る。

(一) に関しては實業部は昭和十一年七月農産品の需給を調整し、農業資金を融通して、農村の復興を圖らんが爲、國內銀行と合同出資して農本局を設立し、左記業務を行はしめることを決定した。

甲、農産品の改良指導

- (イ) 農業倉庫の経営及鐵路局建設倉庫の廉價借受經營
 - (ロ) 政府の委託を受け、農産品を代理賣買す
 - (ハ) 一般農産品の運輸、販賣或は代理販賣
 - (ニ) 抵當物件となれる農産品の處分
 - (ホ) 其の他理事會の議決を経て農産改良及調整の事務を爲す
- 乙、農業金融

- (イ) 各縣各農村に農業銀行、農業合作社(産業組合)、農民質店を設立し補助の必要ある場合は固定資本中より投資す
 - (ロ) 參加銀行等を聯合し、一般農産品の抵當借款取扱機關とし又各縣各農村の農業銀行、合作社等を二番抵當借款取扱機關とす
- 但今日に至る迄左して目立ちたる活動をなしたる報道がない。
- (二) 關しては昭和八年以來全國經濟委員會内の棉業統制委員會に於て棉産

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

の増收、棉種の改良、販賣機關の設置、科學的研究の實施等に對し銳意盡力し居り相當の効果を收めつゝある模様である。

(三) 關しては實業部は昭和十一年六月全國の炭鑛業者を南京に召集して全國炭鑛業會議を開催し、全國石炭の生産、販賣統制を提議して之を決議せしめ、其の結果上海に全國炭鑛業聯合事務所、各地に同分所の設立を見た。但し此の計劃は不況に悩み居る炭鑛(開深炭鑛の如き外國系會社もあり)が提唱せるもので、今後發展の見込ある山東省炭鑛(日支合辦魯大公司等を含む)其の他は當初より之に加はり居らず、全國の統制等が一朝一夕に出來ざるは明白であつて、設立を見たる聯合會も有效なるものとは認められぬが、其の成行は今後共注意を要する。

(四) 關しては製鋼所の建設が途中計劃倒れとなりたる外は大略既に設立せられ、或は計劃具體化して居る。即ち

(イ) 硫安工場 一九三六年江蘇省浦口附近に設立、年産五萬噸、政府の特許

を受けたる民營會社永利化學公司の經營に係る。

(ロ) 中央機械工場 英國團匪賠償金より十二萬三千磅で借款し本年上海に設立を見たが、鐵道部の管理に移され六月一日より開工の豫定。

(ハ) 製紙工場 本年四月、第一回發起人會を開催し株式資本を三百二十萬元(政府百五十萬元、民間百七萬元)と定め、尙英國團匪賠償金より四百萬元を借款する筈であるが、場所は浙江省温州と定め、昭和十四年頃迄には開工の豫定。

(ニ) 酒精工場 昭和十年實業部及華僑(在外支那人) 合辨にて設立せられ日産額三萬疋なる由。

尙右計畫に直接關係はないが

A 交連機關の整備としては鐵道及公路の築造、航空事業の開發等を擧げ得べく(資料A二ロD)支那に於ける交通機關の整備(參照)電信電話等の通信機關も全國重要都市を結ぶ聯絡は最近順に進捗を見た。海運事業に付ては特に掲

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

ぐる程の事蹟なきも、空陸交通機關との聯絡を圓滑ならしむるに努め居る外、隴海鐵道東方終點たる海州に連雲港と稱する商港を、巨額を投じて和蘭會社をして築港せしめ、現在三千噸級の船舶をも入れ得るに至つて居るが、之を以て青島上海等外國の關係する諸港の繁榮を奪はんとする支那側の意圖は到底實現せられなかつた。

B 基本工業建設としては前記の外株州(湖南省)方面に製鐵所、兵工廠、鐵道機器廠を建造中なる由である。尙地方政府例へば山西、廣東等に於ては省營にて小規模なる製鐵、洋灰、製紙、製粉等の事業を行つて居る。

C 水利事業も亦經濟建設計畫中には、必ず掲げらるゝ題目であるが、現在は全國經濟委員會にて統一し(國際的性質を有する機關は之を除く)水路の修築、灌漑、流水等を行ふこととなつて居り、准河水利委員會等は英國團匪賠償金中より借款をなして居るが、全體として資金不足の爲か目覺しき進展は見られぬ模様である。

其二 經濟建設に關する主要機關

經濟建設事業は中央に於ては實業部、鐵道部、交通部に於て、各省及市に於ては省、市政府建設廳に於て夫々其の管轄に屬する部分の建設に努力して居るが、更に國家的建設事業を綜合的に計畫し、實行し、之を管理する特別機關の必要を認め、國民政府は左記機關を設置し之を管掌せしめて居る。

(甲) 建設委員會

國民政府は昭和三年建設委員會を設置したが、該委員會は其の組織條例に依れば(一)實業計畫を參照し全國建設事業の具體計畫を立案し、(二)一般建設事業者の請求に應じ、其の設計を指導し、(三)國民政府の許可を経て、試験中の各種模範事業の經營をなすもので行政院各部、各委員會の長官の外若干の委員を政府より任命し、之を主宰せしむるものであるが、現在該委員會の主要事業及其の構成は左の通りである。

(イ) 管理事業

模範灌漑管理局、淮南煤礦局、淮南鐵道、電機製造廠、

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

戚野發電所、南京發電所

(ロ) 各部事業委員會、全國電業指導委員會、豫算委員會、法規委員會、

統計委員會、圖書委員會、訓練委員會

(乙) 全國經濟委員會

建設委員會は其の性質任務が包括的なるに不拘、其の實際的事業は特殊國營事業の管理及類似の民間事業の監督に限られて居る實情に鑑み、更に經濟建設の全般的計畫、實施的計畫、實施及管理をなす大規模の機關を設立するの必要を認め、昭和六年全國經濟委員會を設置するに至り、更に國際聯盟との技術的協力進捗の結果聯盟より衛生、財政金融、治水、教育、運輸交通、農事改良等に關する専門家の派遣あり、其の調査に基き支那の經濟建設に付聯盟の技術的援助を得る事となつたので、國民政府は昭和八年八月廬山會議を経て全國經濟委員會の擴大強化を計る事となつた。

該委員會は其の組織條例に依れば經濟建設を促進し、人民の生計を改善す

るを目的とし

- (イ) 國家經濟建設又は發展計畫の設計及審査
- (ロ) 右に關し必要なる經費の審査決定
- (ハ) 其の指導監督
- (ニ) 右計畫の自營

を主たる職掌とし委員は政府特任の委員、内政、財政、鐵道、交通、實業、教育各部長及經濟建設に關する中央各機關の主管長官を以て構成し、委員中より五人の常務委員を選任し會務を主宰せしむる事となつて居るが、現在常務委員は蔣介石、汪兆銘、宋子文、孔祥熙、孫科の五名である。全國經濟委員會の機構及其の主なる事業は左の通りである。

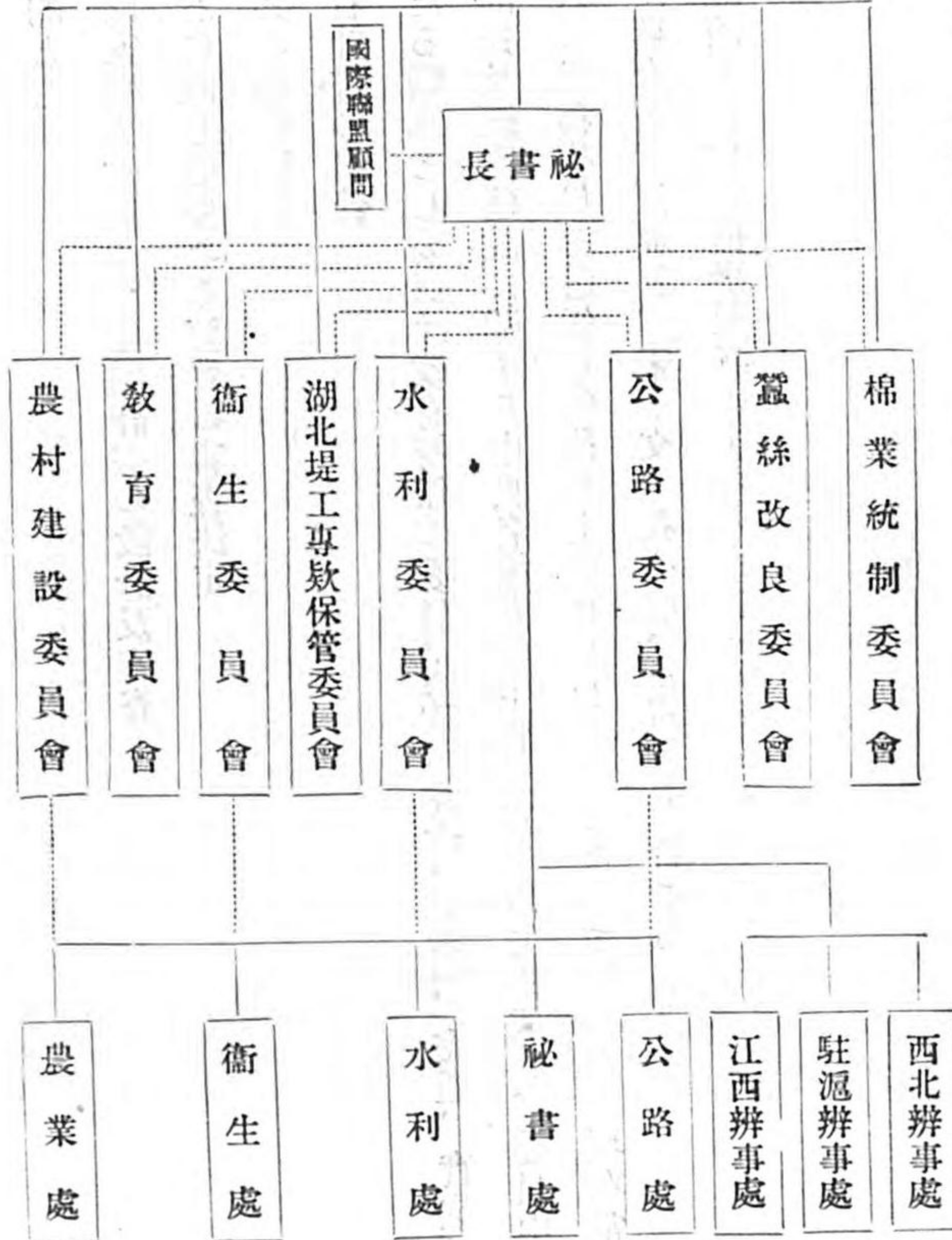
支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

全 國 經 濟 委 員 會

常 務 委 員

昭 和 十 二 年 七 月 以 降 實 業 部 所 管 以 決 定

機 構 一 覽 表



三 六

主なる事業

(イ) 公路建設

公路の建設は政治的、行政的國內統一工作上最も重要性を有するに鑑み、本會は各省市政府及公路建設協會と協力し、其の促進を計りつゝある。昭和十一年二月までに完成せる自動車道路は全長約二萬數千料に達し、公路建設の爲本會の支出せる經費總額は約一千萬元に達する由である。

(ロ) 水利事業

支那に於ける治水事業も亦頗る重要性を有し、歴代政府の最も苦心せしところであるが、本會に於て工作中的の事業は左の通りである。

- (1) 楊子江、淮河、黃河流域の堤防及排水溝の修築
- (2) 全國の各水利機關の統一
- (3) 水利測量、調査、研究、實驗、技術員養成

(ハ) 農業建設

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

農業建設に關する重なる事業は左の通りである。

三八

- (1) 牧畜改良事業
- (2) 合作社(産業組合)事業(合作社委員會の組織あり)
- (3) 茶業復興事業
- (4) 江西省農村復興事業
- (5) 棉業改進事業(棉業委員會を組織し(a)植棉改良(b)紡織染色技術の改良(c)棉花に對する水氣其の他雜物の混入取締等を行ふ)
- (6) 蠶糸業改良(養蠶改良委員會を組織し(a)桑樹改良(b)蠶種及蠶繭改良等に努力す)

(二) 衛生施設

中央衛生局に於て國民衛生保健に關する諸般の研究施設をなす

其三外國との經濟提携

(イ) 國際聯盟との技術合作

國際聯盟は昭和二年アブノールの支那視察の結果に基き、昭和四年聯盟衛生部長ライヒマンを派遣し、支那の衛生施設及港灣建設に付技術援助を與へたるを契機とし、全國經濟委員會を擴大強化すると共に、ライヒマンを支那に常駐し、聯絡に當らしむると共に多數の専門家を派遣し、全國經濟委員會の諸建設事業の計畫立案及其の實行を技術的に援助せしめて居る。

ライヒマンは昭和四年以來前後四回に互り渡支し、昭和九年五月聯盟事務局に對支技術援助に關する報告書を提出し、全國經濟委員會の成立並に支那の農業、棉業、蠶糸業、水利、道路、衛生、教育、各項に互り詳細に報告し書記局、勞働局、國際決済銀行等指導の下に全國經濟委員會と永久的連絡を保ちつゝ、對支援助を與へ、支那經濟の復興を計るべきことを建議した。

前聯盟財政部長ソールターも全國經濟委員會の招聘に應じて昭和八年渡支し、翌年二月、世界經濟恐慌と支那經濟との關係並に支那の通貨、貿易、物價、財政、農業、鐵道、道路等に關する調査報告書を提出し、ライヒマン報告書

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

三九

と共に其の後、支那經濟の建設並に全國經濟委員會の活動に重大影響を與へて居るのである。現在全國經濟委員會に傭聘せられて居る外國人専門技術員は、聯盟派遣のもの四名其他二十名合計二十四名の多數に上つて居る。

(ロ) 外資の利用

最近外資利用による建設事業の重なるものを示せば概略左の通りである。

(1) 米 國

(a) 昭和四年資本金一千萬元(支那側五五%米國四五%)の米支合辦中國航空公司を設立し、國內航空路を開拓す。

(b) 昭和六年八月第一次小麥借款(約九百二十萬米弗)、昭和八年第二次棉麥借款(最初の契約五千萬米弗其の後一千七百萬米弗に變更)を締結し、之を水災救済、公路建設等に利用す。

(c) 新幣制維持の爲、昭和十一年五月支那銀購入に關する米支銀協定を締結す。

(2) 英國

- (a) 昭和八年英國團匪賠償金返還分引當に、英支團匪賠償金管理委員會より四百七十萬磅の借款をなし、粵漢鐵道(營口廣東間)を完成す。
- (b) 昭和十年五月には支那石炭業救済の目的を以て、全國石炭業聯合理事長王正廷は英商マクベイン商會と一千萬元を限度とする借款契約を締結す。
- (c) 昭和十一年六月滬甯抗甬鐵道(上海杭州寧波間)未完成部分及錢塘江鐵橋建設の爲、中英公司(英商)及中國建設銀公司引受により英貨一百万磅の公債を發行す。
- (d) 昭和十一年四月廣東省政府は廣東鋼鐵廠建設を目的とし、英商ブラツサート商會との間に、二百萬磅の借款豫備契約を締結したが、其の後廣東の中央歸屬に依り、該契約は目下實業部に於て研究中である。
- (e) 昭和十一年十月京贛鐵道(南京貴溪間)建設に付、英支團匪賠償金管

支那に於ける財政的經濟的、統一の狀況に就て

理委員會及香港上海銀行より九十萬磅の借款をなす。

(f) 本年四月廣梅鐵道〔廣東梅縣(汕頭北方)〕建設に付英國銀行團引受による二百七十萬磅の公債を發行することに諒解成立した由である。

(3) 獨逸

(a) 昭和六年資本金三百萬元(其の後七百五十萬元、内支五百萬元、獨二百五十萬元に増資す)の獨支合辦歐亞航空公司を設立し、航空事業を經營す。

(b) 玉萍鐵道(抗州萍鄉間)建設に付獨商オットワルフ商會より昭和九年八百萬元、同十年一千萬元に相當する鐵道材料借款をなす。尙株州貴陽間鐵道建設及平漢鐵道鐵橋修理の爲、同商會との間に四千萬元の材料借款が成立したと傳へられて居るが眞偽不明である。

(c) 一九三六年六月一億馬克を限度とする獨支物資交換協定を締結す。
(最近廢止せられたる由)

(4) 佛國

成渝鐵道(四川省成都重慶間)建設に付昭和十一年十二月中國建設銀公
を通じ、佛國系中法商工銀行と三千四百五十萬元の借款契約を締結す。

其四 國民經濟建設運動

以上は主として中央政府の關係せる經濟建設事業の概要であつて、其の實績
は國民政府成立以前に比し大いに見るべきものはあるが、之を他の列國に比す
るときは固より其規模並に速度に於て、極めて貧弱の感あるを免れない。然しな
がら、最近に至るまで中央に強力なる權力を缺き、民衆の知識、技能低劣にして
而も交通未開發の廣大なる支那に於て、急速なる經濟建設をなすことは實際上
到底不可能なることであつて、之が遂行については勿論強力なる中央集權を樹
立すると共に、民衆の自覺による建設事業への協力が絶體必要である。そこで
國民政府は國民の自覺、協力を促す爲國民經濟建設に對する一大民衆運動を提
唱するに至つた。

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

蔣介石は客年六月國民經濟建設運動に關する通電を發し、七月南京に國民經濟建設運動委員會總會を開會し、漸次各地に分會又は支會を設立し、全國的に該運動を普及せしむることとした。是れより先蔣介石は新生活運動を提唱するところがあつたが、該運動は主として道德的、精神的なる民族精神作興運動であつて國民經濟建設運動は物質的、生産的民生運動であるが、兩者は相互に關聯性を有し民族團結、國家統一運動の一表現とも云ふ可きものである。

國民經濟建設運動委員會の總章によれば、本會は中央地方官民一致協力の運動を以て、政府を助け經濟建設事業を社會に唱導し且之を發展せしむるを以て宗旨とし、其主たる事務は

- (イ) 中央地方政府の經濟建設計畫を援助し其の普及を計ること
- (ロ) 社會に對し各種の經濟建設事業を唱導すること
- (ハ) 經濟建設の爲の各種の人材を養成、訓練、紹介すること
- (ニ) 全國農工副業及地方特産品を研究し之を發展せしむること

(ホ) 節約を唱導し國貨の販路擴張を勵行すること等を骨子とするものである。

四 結 論

以上所説の通り國民政府は多年の懸案たりし幣制改革を斷行し、更に金融機關に對する政府の統制力を強化し、以て金融の統制、公債の消化を容易ならしめ他面國內の經濟建設に努力しつゝある。斯る施策は政治的統一と相俟つて財政的、經濟的支那統一の進展を促進しつゝあることは否定し難き事實である。

而して斯る現代支那の趨勢に對し最も注目すべきは、其推進力とも云ふべき人的要素の構成である。即ち財政部長孔祥熙は中央銀行總裁、中央信託局理事長、中國農民銀行董事長、中國建設銀公司理事長、全國經濟委員會常務委員等を兼任し、宋子文は中國銀行董事長の外、中國建設銀公司常務理事、全國經濟委員會常務委員、中央銀行理事、交通銀行董事等を兼ね、宋子良(宋子文の弟)は交通銀行常務董

支那に於ける財政的、經濟的統一の状況に就て

事、中國建設銀公司總經理、廣東省財政廳長等に、孔令侃(孔祥熙の息)は交通銀行常務董事に夫々任ぜられて居る。又孔祥熙の夫人は孫文未亡人宋慶齡、蔣介石夫人宋美齡と共に宋子文の姉妹である。

斯くの如く國民政府の財政的、經濟的中樞機關たる財政部、中央銀行、中央信託局、中國銀行、交通銀行、中國建設銀公司、中國農民銀行、全國經濟委員會等の首腦は何れも蔣介石の姻戚たる孔祥熙、宋子文等一族の掌握する所であり、斯くて蔣介石は軍事委員長兼行政院長として自ら軍權、政權を掌握すると共に、宋家を通じて財權をも其掌中に收めて居るのである。即ち蔣介石は財權の掌握により優勢なる中央軍(蔣の直系軍隊)を建設し、其の兵力を背景として國內統一を促進すると共に、宋子文、孔祥熙一派は蔣介石の兵權を背景として益々其の財的勢力を擴大しつつあるので、蔣、宋、孔一派により確立せられたる軍事的、政治的、財政的、統制力は最早や國內に於ける他の地方軍閥の到底拮抗し得る處に非ず、從て彼等を中心とする支那統一は、現情の存續する限り愈々其の基礎の鞏固を加へつつあ

るものと云ふべきであらう。

然し乍ら支那財政經濟の實態に至りては必ずしも樂觀を許し難きものがあり、殊に其財政が全く少數の獨裁に歸し居る結果、國家の歳入、歳出、法幣發行狀態、法幣準備の内容等に付ては政府の公表に必ずしも信を置き難きものがあり、其の真相を捕捉すること困難であるが、政府の公表に據るも政府歳出の七〇%乃至八〇%は軍事費及債務費に宛てられ、一般政費の割合は二〇%乃至三〇%に過ぎず、殊に諸般の建設事業に宛てられ居る經費の如きも財源に餘裕なき爲、極めて小額に止つて居る。

從て建設事業の遂行は概ね、内債の發行、外國よりの借款に依り居る次第であるが、前者は今日の如く金融機關の統制が取れて居る時にあつては比較的容易であるが、之が頻發は殊に今日の如き管理通貨時代に於ては財政金融上の危険を含むものである。又外資の借入、外國の援助は昔日とは異るとは言へ舊外債及團匪賠償金等の未償額今尙多額にして、其の整理圓滑ならざる現狀に鑑み、外國も債

支那に於ける財政的、經濟的統一の狀況に就て

四七

權確保の見地より有形無形の保障を要求し、然かも確實なる擔保能力必ずしも充分ならざるものあるを以て外國の供與し得べき對支借款の限度は支那側の宣傳に拘らず遽かに樂觀し難き状態に在るのである。前記の如き事情の下に行はるゝ建設事業であるから資金は不充分たるを免れず、事業の内容も完全とは云ひ難く又優秀なる技術者缺乏の爲能率も良好ならざる場合が多々ある様に思はれる。

○この事業の資金對策は、一、建設費の融資金、二、建設費の融資金、三、建設費の融資金、四、建設費の融資金、五、建設費の融資金、六、建設費の融資金、七、建設費の融資金、八、建設費の融資金、九、建設費の融資金、十、建設費の融資金、十一、建設費の融資金、十二、建設費の融資金、十三、建設費の融資金、十四、建設費の融資金、十五、建設費の融資金、十六、建設費の融資金、十七、建設費の融資金、十八、建設費の融資金、十九、建設費の融資金、二十、建設費の融資金、二十一、建設費の融資金、二十二、建設費の融資金、二十三、建設費の融資金、二十四、建設費の融資金、二十五、建設費の融資金、二十六、建設費の融資金、二十七、建設費の融資金、二十八、建設費の融資金、二十九、建設費の融資金、三十、建設費の融資金、三十一、建設費の融資金、三十二、建設費の融資金、三十三、建設費の融資金、三十四、建設費の融資金、三十五、建設費の融資金、三十六、建設費の融資金、三十七、建設費の融資金、三十八、建設費の融資金、三十九、建設費の融資金、四十、建設費の融資金、四十一、建設費の融資金、四十二、建設費の融資金、四十三、建設費の融資金、四十四、建設費の融資金、四十五、建設費の融資金、四十六、建設費の融資金、四十七、建設費の融資金、四十八、建設費の融資金、四十九、建設費の融資金、五十、建設費の融資金、五十一、建設費の融資金、五十二、建設費の融資金、五十三、建設費の融資金、五十四、建設費の融資金、五十五、建設費の融資金、五十六、建設費の融資金、五十七、建設費の融資金、五十八、建設費の融資金、五十九、建設費の融資金、六十、建設費の融資金、六十一、建設費の融資金、六十二、建設費の融資金、六十三、建設費の融資金、六十四、建設費の融資金、六十五、建設費の融資金、六十六、建設費の融資金、六十七、建設費の融資金、六十八、建設費の融資金、六十九、建設費の融資金、七十、建設費の融資金、七十一、建設費の融資金、七十二、建設費の融資金、七十三、建設費の融資金、七十四、建設費の融資金、七十五、建設費の融資金、七十六、建設費の融資金、七十七、建設費の融資金、七十八、建設費の融資金、七十九、建設費の融資金、八十、建設費の融資金、八十一、建設費の融資金、八十二、建設費の融資金、八十三、建設費の融資金、八十四、建設費の融資金、八十五、建設費の融資金、八十六、建設費の融資金、八十七、建設費の融資金、八十八、建設費の融資金、八十九、建設費の融資金、九十、建設費の融資金、九十一、建設費の融資金、九十二、建設費の融資金、九十三、建設費の融資金、九十四、建設費の融資金、九十五、建設費の融資金、九十六、建設費の融資金、九十七、建設費の融資金、九十八、建設費の融資金、九十九、建設費の融資金、一百、建設費の融資金、

極秘

北支政權成立の経緯

時局宣傳資料

資料
番號

甲二〇〇

昭和十二年七月十五日
情報委員會

INT 456

55

印刷番號
第七號

INT 456

74

●注 意

- 一、本書は時局宣傳の參考資料として主管廳に於て起草し、情報委員會に於て調整の上編纂したるものなり
- 二、本書の目的は關係官の職務遂行上の參考たらしむるに在るも、内容は「極秘」に屬するものなるを以て、祕密保持に關しては特に注意を要す
- 三、本書は情勢の變化に伴ひ、時々改訂せらるゝことあるを以て、改訂版を受領せば速に新資料と差換へ、舊資料は燒却するものとす
- 四、本書は職務上利用すべきものなるを以て、異動等の場合には必ず後任者に引繼ぐべきものとす

目次

一 序説	一頁
二 塘沽停戰協定の成立	二
三 北平申合	三
四 諸懸案の解決	四
五 北支に於ける排日諸事件	八
六 北支諸政權の成立	一三

北支政權成立の経緯

外務省

一、序説

現在の北支政權、即ち冀察政務委員會及冀東防共自治政府成立の経緯を述ぶるに當つては、尠く共塘沽停戦協定の成立より話を進めることが適當である。以下少しく塘沽停戦協定成立後北支に於て如何なる事件が起り、如何なる事情により北支政權の樹立を見たかに就て説明することとする。

昭和六年九月十八日、滿洲事變の勃發と共に日支兩國は事實上交戦の状態となつたのであるが、熱河方面に在つた湯玉麟軍を驅逐して昭和八年の三月に、日本軍が承德を占據したのが最後の戦鬪であつた。湯玉麟軍は張學良の舊東北軍に屬して居つたのであるが、結局熱河の敗戦と共に張學良は三月十一日下野通電を發

北支政權成立の経緯

一

し伊太利に亡命することとなり、汪兆銘の行政院長就任を見るに至つた。是れ即ち汪兆銘を起用する事に依り、日本に對しては所謂一面抵抗、一面和平即ち當らず觸らずの政策に依り、成るべく事件の擴大を防止しようと云ふ支那側政策の始つた因を成すものであつて、南京政府は日本側との關係深き何應欽を北上せしめて、北平に軍事委員會分會なるものを作り、熱河敗戦後の北支事態の收拾に當らしめることになつたのである。

二、塘沽停戦協定の成立

其の結果昭和八年五月三十一日塘沽に於て、關東軍代表岡村參謀副長と支那側代表熊斌との間に、塘沽停戦協定の成立を見たのであるが、之に依り今日冀東政府の占めて居る地域の根柢をなす、所謂停戦協定地區の成立を見るに至つたもので、即ち北は延慶、昌平から通州、香河を経て塘沽の北方蘆臺に至る線と、長城との間に支那側の所謂戦區なるものが成立したのである。本協定の内容は大體

- (1) 支那軍は前記地點を連ぬる線の以西及び南の地區に撤退し、今後此の線を越えて協定地域内に侵入せず、又地域内に於ては一切排日行爲を行はず
- (2) 支那側が其の地域内に於て排日行爲に出でざる様、日本軍は飛行機其の他の方法に依つて隨時支那側を監視する
- (3) 若しも此の地域に於て支那側が排日的挑戰行爲を執らぬならば、日本軍は自發的に大體長城の線迄引下ると云ふに在る。

三、北平申合

塘沽停戰協定の内容は大體以上の通りであるが、爾後此の協定に基き我方との間に種々の交渉を進める便宜上から、支那側に於ては六月十一日黃郛こうふを委員長とする行政院駐平政務整理委員會なるものを北平に設置することとなり、我方に於ては此の委員會を相手として種々交渉を進めたのである。其の結果昭和八年十一

北支政權成立の経緯

三

月七日から九日迄の間に於て、駐平政務整理委員會の委員たる殷同其の他と、岡村關東軍參謀副長との間に所謂北平申合なるものの成立を見たのである。右申合は今日滿洲國と支那側との間に、鐵道、電信、郵便其の他種々の連絡提携を爲すに就ての基礎をなすものであつて、其の内容は大體

(1) 塘沽停戰協定に依り日本軍が長城の線に撤退すると共に、支那側は停線地域を接收して支那側に於て行政に當ること

(2) 長城を挾んで滿洲國と北支とが接壤して居るに拘らず、其の間に交通もしないと云ふような事は面白くないから、長城内外を通じての貿易、交通、通信其の他文化的、經濟的の提携を速に促進することである。

四、諸懸案の解決

イ、長城關門の接收

右申合に基き支那側に於ては戦區の接收に取掛り、種々の經緯を経て昭和九年二月頃より漸次山海關、古北口其他長城の關門の接收を見たのである。是等地點の接收に當つては、夫々の地點に就て、日支間に接收に關する取極即ち

- (一) 支那側は排日、反滿の行爲を行はず、各種の社會的施設を圖ること
- (二) 關東軍關係の機關、滿洲國の機關、其他從來存續せる日滿關係の機關を接收後も引續き存置すること

等の約束が成立した。

ロ、通車問題

次に解決を見たのは所謂通車問題である。滿洲事變の發生前まで北京奉天間には直通列車が通つて居たのであるが、事件の發生と共に直通列車は中絶となり爲に不便が尠くなかつたのである。そこで日支間に話合の結果日本側はツーリス・ト・ビューロー、支那側は中國旅行社に於て夫々資本を醸出して、山海關に本據を置く東方旅行社なる組合を作り、此の組合に於て直通列車の運轉に必要な車の

配給、賃金の振當等を斡旋することとなり、昭和九年七月一日から滿洲と支那との間に従前通り直通列車の運轉を見るに至つた。

六

ハ、設關問題

第三は設關問題即ち税關設置の問題であるが、支那側の建前から云ふと海關と云ふものは國境に設けるものであるから、若し長城に税關を設けることを承認するに於ては、支那側としては滿洲國の獨立を事實上承認することともなり、却々困難な問題であつたが、結局天津に在る支那海關の密輸取締分所、即ち税關の出張所を山海關其他長城の通路に設置することとなつた。尤も右と同時に支那側税關出張所に於て徵收すべき税金の問題に關し、主義上複雑な問題が起つたのである。即ち支那側としては滿洲國は飽迄支那の領土であるとの建前を堅持して居るので、滿洲國より來る物品に對し、外國品と同様の輸入税を課する譯には行かないので、滿洲國より來る品物に對しては

- (1) 外國品に關しては、滿洲國に於て未だ輸入税を課して居ない物に對し、支那

側の輸入税を徴収する

(2) 満洲國の産物に對しては、土貨と稱して普通の國內品としての税金を課することとなつた。

二、通郵問題

次に解決を見た問題は通郵問題、即ち郵便電信事務の連絡に關する問題である。滿洲事變の勃發と共に西比利亞から滿洲國を經由して支那に來る郵便物、及支那から滿洲國を經由して歐羅巴に行く郵便物に就ては、其の運搬配達に關し色々困難な問題が発生したのである。又此の問題の外支那側としては飽迄滿洲國を承認しない建前を取つて居るのであるから、滿洲國內から發送される郵便物で滿洲國の切手を貼付し、又は滿洲國の設立と共に新たに作られた地名の消印のあるもの等に對しては配達を拒否し、或は別に不足税を取り、頗る厄介な事態を惹起したのである。然し此の問題も昭和十年一月十日普通郵便物、小荷物、爲替等の取扱に關する日支間の協定成立の結果、滿支間に於て實質上郵便の連絡を見るに至り、次

北支政權成立の経緯

七

で電信電話等に關しても種々複雑なる經緯を經たる後解決を見るに至つた。

ホ、滿支航空連絡問題

今日尙未解決となつて居るのは、滿支間の航空連絡問題である。此の問題は航空連絡に當る會社の國籍の問題、資本出資の割合に關する問題等滿洲國承認問題と關聯する種々の問題の爲に、未だ正式には解決を見て居ないのであるが、實際に於ては滿洲航空會社に於て、事實上滿支間の航空連絡に當り居る外、客年惠通公司の成立と共に冀察政權の範圍内に於ては、同公司の航空機に依り連絡が行はれて居るのである。

五、北支に於ける排日諸事件

以上の如く塘沽停戰協定及北平申合等に依り、北平に於ては種々懸案の解決を見たのであるが、一方國民政府に於ても昭和十年の初め頃から漸次日支關係打開の必要を認め、日本側に接近しようとする云ふ氣配を示して來たのである。即ち一昨

年一月の蔣介石の演説、三月に出た排日取締令等を経て日支關係は漸次好轉の傾向に向ひ、其の結果昭和十年の五月十七日附を以て、日支兩國に於ては夫々公使館を大使館に昇格することとなつたのであるが、他方北支の方面は如何かと云ふに、支那側の排日取締令にも拘らず、暗躍的、潜行的な排日行爲が依然跡を斷たず、各種の不祥事件が相次で起つたのである。以下簡單に是等諸事件の内容を説明することとしよう。

(イ)

第一次北支事件

昭和十年五月二日及三日、天津に於て、親日滿的新聞を經營して居つた胡恩溥^{コオンポウ}及白逾桓^{ハクユヰカン}なる二名の新聞社長が相次で何者かの爲に暗殺された事件が発生した。在天津總領事館に於ては此の暗殺事件の背後關係に就き取調を進めた處、蔣介石腹心の祕密團體たる藍衣社及北平にある政治訓練所、憲兵第三團と云ふが如き中央政府側機關の使嗾又は此等中央側機關に關係ある人物の所爲なることに就き相當の證據を得たのである。そこで天津總領事は五月五日河北省主席

北支政權成立の経緯

九

于學忠に對し、北支に於ける排日行爲の取締方に就き抗議を提出すると共に、我が天津駐屯軍參謀長は、北平政治分會の會長何應欽に對し

一〇

- (1) 犯人の逮捕處罰
 - (2) 于學忠の罷免
 - (3) 憲兵第三團、政治訓練所、藍衣社其の他排日團體の解散
 - (4) 中央軍及于學忠軍の河北省撤退
- 等を要望したのである。支那側に於ても結局六月九日に至り、我方の要求を全部其の儘承認することとなつたのであるが、是が即ち今日の所謂梅津何應欽協定の基礎をなすものであつて、第一次北支事件の結果
- (1) 于學忠に代り商震が河北省の主席となり
 - (2) 北支に於ける排日團體は事實上其の活動困難となり
 - (3) 従來の河北省政府所在地たる天津は行政院直轄の特別市となり
 - (4) 保定が河北省政府の所在地となり

(ロ)

(5) 更に六月十日には國民政府の所謂邦交敦睦令なるもの、即ち「國民政府に於ては從來より外國との國交を改善しなければならぬと云ふことを痛感して居るのであるが、國民も能く外國との國交を重じ、殊に隣邦との關係を良好ならしむるに努むべき」旨の命令が發出されたのである。

察哈爾事件

昭和十年の六月十一日、所謂東柵子事件、即ち熱河省内の東柵子と云ふ所で滿洲國の縣參事官が、宋哲元の麾下に屬する第二十九軍の軍隊の爲狙撃せられた事件が起つたのである。是より先宋哲元と日本側との間に行はれた大灘會議に於て、將來宋哲元は滿洲國の領土に侵入せず、若し侵入せる場合は日本側は之を挑戰行爲と看做して宋哲元を膺懲すると云ふ約束が出来て居つたのであつて、東柵子事件の結果宋哲元は察哈爾省の主席を罷めると共に、第二十九軍の軍長たる資格をも失ふ結果となつたのである。同時に塘沽停戰協定地區の西方、獨石口方面から第二十九軍の撤退を見ることになり、結局此の方面に於ても塘

北支政權成立の経緯

一一

沽停戰地域と同様、保安隊に依り治安の維持せられる地域が出現したのである。尙右と同時に宋哲元の部下たる秦徳純と當時の關東軍土肥原少將との間に、土肥原・秦徳純協定、即ち今日内蒙方面に屬する工作の基礎を爲すべき協定の成立を見ることになつたのである。

第二次北支事件

所謂第二次北支事件とは、塘沽停戰協定地域内の保安隊々長であつた劉佐周なる者が、昭和十年八月四日灤州らんしゅうの停車場で狙撃されて即死し、又其の際傍に居つた帝國の憲兵が重傷を負つた事件である。此の事件の持つ政治的意味に就ては、元來駐平政務整理委員會が成立した際、陶尙銘なる者と現在冀東自治政府の長官たる殷如耕の兩名が、停戰地域を二つに分けて政務委員會の委員として停戰地域の行政に當つて來たのであるが、我方に於て探査の結果、灤州事件の背後には右陶尙銘が關係して居るとの嫌疑が極めて濃厚になつた結果、陶尙銘は專員の職を免ぜられ失脚することとなつた。尙事件發生の際犯人の残した爆彈

(ハ)

北等に依り、本事件は藍衣社其他中央側の指金に依ることが略、明らかになつたので、帝國政府に於ては在天津川越總領事をして、河北省主席商震に對し抗議文を提出せしめたのである。右川越總領事の抗議と共に北平に於ても、當時の北平市長袁良等に對し

(1) 灤州事件の犯人逮捕及陳謝

(2) 第一次北支事件の際に支那側の約束せる排日機關の撤退、其の他の實行等を要求し、支那側に於ては結局我方の要求を全部容れたのである。

六、北支諸政權の成立

前記の如き諸事件の結果北支に於ては如何なる事態が起つたかと云ふと、前述の通り從來北支に存在して居つた藍衣社其他排日團體は、大體保定より以北に於ては活動が困難となり、南京側の勢力が次第に薄くなると同時に、察哈爾事件で失脚した宋哲元が平津地方に移動し衛戍司令に任命せられ、宋哲元系の者が北支

方面に於て各種の要職に就くこととなつたのである。斯る形勢の際偶々南京政府は銀國有令を北支に強行せんとした。銀國有令の目的とする所は地方に在る現銀を中央、交通、中國等南京政府統制下の銀行に集め、此の現銀を基礎として此等の中央銀行より紙幣を發行し、之を法定の貨幣として全國に強制通用させると云ふにあるが、南京政府の新貨幣制度を北支に強行すると、其の結果北支に在る現銀が皆南方に行つて仕舞ふことになるので、北支の民衆は何れも擧つて南京政府の新貨幣制度に反對した譯である。即ち北支の自治運動に拍車をかけたのが、南京政府の銀國有令であつて、例へば香河縣に於ける農民自治運動の如きは縣廳を占領し、縣知事を追放し、自ら自治の委員會を組織したのであるが、斯の如き自治運動は銀國有令を切掛けとして益々各地に起り次第に旺盛になつて行つたのである。

北支民衆の自治運動が盛んになると共に、宋哲元は韓復榘、萬福麟、沈鴻烈等と圖つて河北防共自治委員會なるものを作り、北支五省、即ち綏遠、察哈爾、河北、山西、山東の自治を要求する自治宣言なるものを作製したのである。右宣言

は中央の切崩運動等の爲遂に發表に至らなかつたが、殷汝耕は十一月二十四日通州に冀東防共自治委員會を組織し、中央離脱、防共、陸隣を趣旨とする自治宣告を發表した。此の形勢に鑑み南京政府に於ては、日本士官學校出身であり従來日本側と最も接近せる何應欽を北上させて、北支の事態を處理せしむることとなり、何應欽は昭和十年十二月初旬北平に到着した。何應欽の北上に當り、南京政府は北支の特殊事態に對處せしむる爲、何應欽に對し所謂六項目の權限なるものを賦與したのであるが、右六項目の權限とは概ね

- (1) 北支は日本及滿洲國と密接の關係ある地域に付、北支に於ては新貨幣制度を或る程度調整して實行すること
- (2) 北支に於ては機宜に適應した財政を行ふこと
- (3) 人材を登用すること
- (4) 日支間の懸案を解決すること
- (5) 北支に於ては共產黨の活動が盛であるから、日支兩國は防共に協力すること

北支政權成立の経緯

と

(6) 滿洲國との間に事實上の經濟提携を圖ること
等を其の内容とするものである。

然るに北支の現實の事態は既に相當程度進展して居り、今更何應欽が北上するとも、何應欽自らを北支の長官として北支の問題を處理せしむると云ふのでは到底北支の民衆が承知せず、結局何應欽に與へられたる六項目の權限なるものは實行を見ずして終り、何應欽、宋哲元協議の結果十二月十八日に至り中央の命に依り、宋哲元を委員長とする冀察政務委員會の成立を見るに至つたが、一方通州に在つた殷汝耕の冀東防共委員會は、之に先立ち十二月十五日、其の名を中華民國冀東防共自治政府と改め、茲に北支政權は成立することとなつたのである。

極秘

對支政策に就て

時局宣傳資料

資料
番號

乙二〇

昭和十二年七月十五日
情報委員會

IMT 456

75

●注 意

- 一、本書は時局宣傳の參考資料として主管廳に於て起草し、情報委員會に於て調整の上編纂したるものなり
- 二、本書の目的は關係官の職務遂行上の參考たらしむるに在るも、内容は「極秘」に屬するものなるを以て、祕密保持に關しては特に注意を要す
- 三、本書は情勢の變化に伴ひ、時々改訂せらるゝことあるを以て、改訂版を受領せば速に新資料と差換へ、舊資料は焼却するものとす
- 四、本書は職務上利用すべきものなるを以て、異動等の場合には必ず後任者に引繼ぐべきものとす

目次

一、對支政策の基調……………一頁

二、對支三原則……………二

三、對支施策の要綱……………四

(一) 南京政府に對する施策……………四

(二) 北支政權に對する施策……………六

(三) 其の他の地方政權に對する施策……………八

目次

對支政策に就て

外務省

一、對支政策の基調

對支政策の根本基調が

(イ) 日滿支三國の提携共助に依り東亞に於ける平和を確保すること

(ロ) 支那全般を對象として我商權の暢張を期すること

の二點にあることは茲に更めて説く迄もない所であつて、帝國政府に於ては滿洲事件以來右目的達成の爲不斷の努力を續けて來たのである。但し茲に注意を要することは、支那の現状にも顧み急速に前記(イ)の目的を達することは困難であるのみならず、萬一、我方に於て支那側に對し過早に此の種の施策を行ふ時は、日支の關係に紛糾を來たし、延て我方の對支商權伸張の爲に必要な支那の政治的、經

對支政策に就て

濟的平和に迄影響を及ぼすと云ふ様な惧もあるのであつて、前記方策の施行に當つては、是が緩急宜しきを得ることが極めて肝要である。

以上は我が對支政策の根本基調であつて、帝國政府に於ては支那政局の動向をも考慮に入れ、其の都度關係省間に協議の上前記趣旨を體しつゝ、實際の施策に遺憾なきを期して來た譯である。以下項を逐ひ具體的政策に就き簡單に説明を加へることゝしよう。

一、對支三原則

前記の基調を比較的具體的に示したものは、最近では昭和十年十月關係省間に決定を見た所謂對支三原則である。對支三原則の内容は昭和十一年一月二十一日第六十八回帝國議會に於ける廣田外務大臣の演説に依つて明らかであるが、其の要點とする所は大要左の通りである。

- (一) 第一點は排日取締に關する問題である。國民政府をして今後排日言動を徹

底的に取締り、且歐米依存政策を清算せしむると共に、日支兩國間に親善提携の實を擧げる爲、積極的に努力をさせると云ふことである。

(二) 第二點は滿洲國に關する問題である。日滿支三國の關係を完全に調整する爲には、支那が窮極に於て滿洲國に正式承認を與へることが必要であるが、それ迄の期間に於ても滿洲國の獨立を事實上默認し、反滿政策を止むると共に、先づ尠くとも滿洲國との接壤地域である北支方面では、滿洲國との間に文化的、經濟的融通提携を行はうと云ふことである。

(三) 次に第三の點は赤化の防止に關する問題である。外蒙方面等から來る赤化勢力の脅威は、日滿支三國共通の問題であるから、日支兩國は相協力して之が防止に當らうと云ふ趣旨である。

政府に於ては右方策の決定と共に、南京政府との間に之が具體化に就き交渉を進めて來たのであるが、其の間北支に於ける諸問題、成都其の他各地に於ける排日不祥事件、綏遠事件等相續いて發生し、昭和十一年九月以來の南京交渉も其の儘

對支政策に就て

三

となつて居ることは、昭和十一年十二月十日外務當局談を以て發表せる通りである。

四

三、對支施策の要綱

前記對支三原則は我が具體的對支政策を要約したものであるが、以下説明の便宜上南京政府に對する施策、北支政權に對する施策及其他の地方政權に對する施策の三項目に分けて略述することとする。

(一) 南京政府に對する施策

南京政府に對する施策と云ふ問題に關聯して、茲に必然的に南京政府又は其の根柢をなす國民黨の對日態度乃至國民黨の本質如何と云ふ根本問題に逢著するのであつて、此の點に關する見解如何に依つて種々議論も分れるのであるが、此處には暫く此の問題には觸れず、帝國政府及列國の承認せる中央政權としての南京政府を對象とする政策に就き述べることにする。

帝國政府は前記對支三原則に基き、南京政府に對して先づ容共政策を清算すると共に、支那側の常套手段たる以夷制夷策を改め、漸次帝國と近接する様話を進めて居るのであるが、同時に此の目的達成の爲には我方としても場合に依つては南京政府の面子をも考へてやり、同政權をして國民の手前抗日政策を採らなければならぬ様な破目に陥らしめない様十分注意を要すると考へるのである。他方之と同時に支那民衆を對象とする文化的、經濟的工作の遂行に依つて、假令南京政府に於て排日の笛を吹くとも民衆は之に踊らぬ様に、日支兩國國民相互間に不可分の依存關係を、先づ一箇の既成事實として拵へ上げて置くことが最も必要であると思はれる。尙日支間の提携促進の爲には、何よりも南京政府の排日的態度を是正せしめることが第一であつて、客年南京に於ける成都其の他排日不詳事件の交渉に當つても、此の排日取締問題を最も重視して來たのである。尤も排日の取締と云ふも南京政府が發布した「邦交敦睦令」の様な、一片の命令では決して之が根絶を期し得るもので

對支政策に就て

五

はないのであつて、我方としては日支關係打開に對する南京政府の所謂誠意なるものを、具體的の事例に依つて示すことを要望するものである。即ち現在日支間に在る幾多の懸案の解決、例へば日本人顧問の傭聘、日支間航空連絡の問題、關稅率の引下問題、不逞鮮人の引渡問題等具體的の事實に就き、如實に其の誠意を披瀝せんことを希望して居るのであつて、曩に成都事件等に關聯する南京交渉に於て帝國政府の執り來つた方針も亦右を出てないのである。

(二) 北支政權に對する施策

對支三原則の第二點に依つても明らか通り、北支は滿洲國との接壤地である關係からして、我方の最も重きを置く所で、北支をして實質上確固たる防共親日滿の地域たらしめることが北支に關する我が政策の根本義である。一昨年末北支に起つた自治運動は、元來北支民衆の自發的運動ではあるが、防共親日滿と民衆の安居樂業とをモットーとして出現した冀察政權、冀東自治政府等の態度は、前記北支に對する帝國の希望とも合致するものであるから、

帝國としては是等の政權が、右目的達成の爲今後益々圓滿なる發展をなすことを希望して、之が指導に遺憾なきを期して居るのである。

北支は其の地理的位置から日滿支三國の神經の集る所である。滿洲國の防衛の上から言つても、帝國として多大の關心を有する地域であることは、此處に贅言を要しない次第であるが、一方諸外國に於ても、北支には相當の權益乃至關心を有して居る關係上、帝國の執り來つた態度に對し、支那側は勿論、列國に於ても相當誤解を有する向があつたのである。帝國政府としては塘沽停戰地域を擴張するとか、或は北支の獨立を圖るとか云ふやうな意圖は全然持つて居ないのであつて、今後主として北支民衆を對象とする經濟工作の遂行に全力を注ぐことに依り、北支をして日滿支三國提携、共助實現の基礎たらしめんことを念とすると共に、北支諸政權が財政經濟等百般のこと、總て軍閥的稅政を清算し、同地域をして眞に全支那の模範地域たらしめんことを希望して居る次第である。

對支政策に就て

(三)

其の他の地方政權に對する施策

支那に於ける國家主義的運動が、綏遠事件、西安事件等を契機として最近益々盛となつて來たこと及南京政府に於て此の種運動を利用することに因り、著々と支那統一の實績を擧げつゝあることは周く人の知る所である。

從來南京政府に取り、隱然一敵國の觀を呈して居た西南政權の如きは、今日餘程其の影が薄くなつて居るのであつて、過去に於ける西南政權の如き意味に於ての地方政權なるものは、現在は殆ど存在して居ない状態であるが、茲には假に地方に於ける實力者の政府を地方政權と呼ぶことにしよう。

曾て西南政權の勢力華やかなりし時には、西南政權に對する方策の一として、同政權と日本との關係を利用し、南京政府の對日態度を我方に有利に導くことも考へられぬではなかつたが、此の種有力な地方政權の存續して居ない現状に於ては、帝國としては是等の地方實力者を相手として、其れとの間に實質的提携を圖り當該地方に於ける我方權益の伸張を期することを以て、所

謂地方政權に對する施策の根本方針として居るのである。支那の分立を圖る目的を以て徒に地方政權を援助すると云ふようなことは、支那全般を相手とする對支政策上決して策の得たるものとは思はれない。即ち地方政權を相手として實質的に商權の伸張を圖ると共に、支那を全體として考察し、全般的の親日傾向を漸次醸成して行くことが必要である。

仍て帝國政府に於ては廣く對象を支那の實業界其他一般の民間に求め、日支大衆相互間の經濟的提携を促進し、彼等をして排日に泥ましまぬ様にと努力を續けて居るのである。

印刷番號 第八號

IMT 456

87

秘

北支經濟開發の現況

時局宣傳資料

資料
番號

甲
二
〇
F

昭和十二年七月十五日
情報委員會

IMT 456

88

●注 意

- 一、本書は時局宣傳の參考資料として主管廳に於て起草し、情報委員會に於て調整の上編纂したるものなり
- 二、本書の目的は關係官の職務遂行上の參考たらしむるに在るも、内容は「秘」に屬するものなるを以て、秘密保持に關しては特に注意を要す
- 三、本書は情勢の變化に伴ひ、時々改訂せらるゝことあるを以て、改訂版を受領せば速に新資料と差換へ、舊資料は燒却するものとす
- 四、本書は職務上利用すべきものなるを以て、異動等の場合には必ず後任者に引續ぐべきものとす

目次

一、總説	一頁
二、鐵道(附石炭)	三
三、棉花	六
四、鹽	九
五、鐵	一一

北支經濟開發の現状

外務省

一、總説

北支經濟工作の目標は、一言にして言へば主として北支一般民衆を對象として密接なる經濟關係を樹立し、延いて北支に於ける日支の國民的提携に資すると共に、民衆の組織化を通じて日支間、延ては日滿支三國間の經濟提携を確立するにある。

支那殊に北支は貿易、投資の二點より見て我國との關係最も深く、滿洲國との關係之に次ぎ、移民の點に於ては滿洲國と最も密接なる關係を持つて居り、而も開發利用し得る資源は頗る豊富であるから、三國の經濟的提携を爲すに恰好の土地柄なりと謂ふことが出来る。

北支經濟開發の現状

日滿北支の經濟關係が密接となれば、政治關係の好轉も期待し得るから、北支と日滿經濟の密接なる連繫を樹立するに努むる必要がある。之を國防的見地より觀ても、萬一國際情勢惡化し我國が全力を擧げて外敵に當らねばならぬ場合には、北支民衆をして眞に我國が北支民衆の福利を増進するの意思と實力とを有する、換言すれば東亞の重鎮たるの事實を認識せしめ、我國をして同方面に對し懸念なからしむるは勿論、積極的に我國と協力して赤化防止に當らしむる様措置することが肝要である。

一方北支の產物たる棉花、羊毛、鹽、鐵等は我國に必要な重要資源であり、之が開發利用は現在の情勢に於ては極めて緊要事と言はねばならぬ。採算を無視した經濟工作の永續は疑問ではあるが、北支に於ては前述の諸理由より、場合に依りては採算のみに拘泥しない捨石的の工作も實施しなければならぬ必要があるのである。以下鐵道、棉花、鹽、鐵等を對象とする我方の北支に於ける經濟工作に付略述することとする。

二、鐵道（附石炭）

北支交通の現状を見るに北寧、平綏兩鐵道が北邊を横斷する以外、僅に平漢、津浦兩鐵道が南北に縦走して居るのみであつて、正太鐵道はあるが狹軌であつて輸送力が十分でない。河北省南部四十餘縣の地域には東西に横斷する鐵道なく、是が爲、山西西部の石炭と背後地に産出する棉花とは、長距離運送を餘儀なくせしめられる實情に置かれて居るから、石家莊より海港に至る最短距離の鐵道を建設し、以て北支經濟の需要に應ずるの必要がある。石家莊より滄縣に至る延長二二三浬の横斷鐵道案が遠く民國以前に考慮せられ、民國九年（大正九年）に及び交通部は路線を決定し平漢、津浦兩鐵道に對し資金の割當てを行ひ施工を命じ、同十一年（大正十一年）路盤は完成したけれども資金缺乏に依り停止せられ、次で伊國又は英國等よりの借款も考慮せられたが、交通部よりの反對を受けたる経緯がある。更に民國十七年（昭和三年）南京鐵道部成立し、鐵道建設計畫案が議決せ

られたが、其の際も滄石線建設に依る山西炭と海港との連絡が計畫せられ、又同十八年何澄を局長に任じ、我方華昌公司と借款契約を締結せしめた事實もある。然るに右滄石線を石家莊・天津間の鐵道計畫即ち津石鐵道と比較するに、津石線は海港に達する最短線であり、時間の經濟と低運賃とに依り山西炭、井陘炭は天津市場に於ても中興炭、開灤炭等と競争し得べく、運賃收益も増し鐵道炭礦兩者共に利益を享受することとなるのである。

一方津石線は天津及塘沽に既成の碼頭及倉庫を有し、河北省内第一の海港を有することとなるが、滄石線は太沽が終點であり、多額の費用を要する爲經濟原則から論ずるならば、津石線は最短路にして便利且費用も節約し得ることとなる。他方滄石線に就て支那側に於ては、相前後して英國、伊國、佛國等と不合理なる借款契約を締結して居る行懸もあり、再び舊線を計畫すれば多少の國際的紛糾は免れないと觀測されるのである。仍て我方に於ては天津・石家莊間に鐵道を建設し、北支經濟開發に寄與せんが爲、昭和十一年末來冀察側と交渉を續けて居る。

尙河北省南部には多數の炭鑛あり、井陘縣城附近の井陘炭鑛は光緒二十五年（明治三十二年）以來獨逸人ハンネツケンの關係して居るもので、歐洲大戰以來曲折を経て今日は河北省政府四分の三、獨逸人四分の一の持株を有して有る。同炭鑛は光緒三十三年（明治四十年）より組織的出炭を開始し、近年は四十萬噸乃至七十萬噸の出炭を繼續して居る。又同井陘縣城附近に正豐炭鑛があるが、民國元年（大正元年）頃より組織的出炭を行つて居り、民國七、八年頃より設備を充實し、最盛時には年産三十六萬噸に達した由であり、現在年産額は約三十萬噸と稱せられて居る。其の外民興公司、寶昌公司等があるが、兩者共含炭區狹く且炭質は灰分が多くて前記二大鑛區に比較すると價值は少ないと認められて居る。

井陘、正豐二鑛區を合し残存埋藏炭量約一億二千萬噸、残存可採炭量六千萬噸と稱せられて居るから、年産二百萬噸三十箇年の壽命を豫想することが出来るのであつて、津石鐵道建設の上は是等諸炭鑛の開発にも貢獻すること大なるものがあると思考される。

北支經濟開發の現状

五

三、棉花

支那は世界第三位の棉花國であり、産額は世界總産額の約一割を占め逐年増加の傾向にあるが、之を北支五省に就て見るに、全支産額の約五割を占め右割合は次第に増加しつつある。

之を日本側より見るに昭和五、六、七の三箇年に亘り、一箇年平均棉花輸入額は實に千百十萬擔（一擔は百斤）で、其の九割は米棉及印棉に依つて占められて居る。我國棉花輸入の全額を近き將來に於て北支のみに求めることは數量の點から不可能なるのみならず、現在の北支棉の質から見て不適當であると考へられる。蓋し良質棉花の増産は種子の少きこと、農民の無知なることに禍されて捗々しく實施し難きのみならず、棉花の増産を焦り他の農産物を餘りに犠牲にする時は、北支の如く天災多き地方に在つては、甚しき危険を招來する虞がある。何となれば棉花の收穫は年に依り豊凶の差があり、若し北支農村が棉花のみに依存するなら

ば、棉花の豊凶と價格の高低に依り直に死命を制せらるゝこと、なるからである。故に北支の棉花生産擴張にも限度がある譯で、日本内地紡績用棉花の大部を北支に仰ぐが如きは過望である。然れども將來棉花耕作面積擴大に基く他の農産物の不足は、之を輸入に依り補ふを得るから、漸次棉花の生産増大と品質の改良を計り、以て我が紡績界への供給量の増加を計る様にしなければならぬ。然らば北支棉花の改良増産に對し、日本は如何なる援助を與へ得べきやの問題を生ずる。之は簡單には述べ盡されぬが、例へば現在の北支棉花は北支紡績の原料とするには十分であるが故に、既存棉花の品質の低下を防ぎ、他方特に選定せる適種の普及に努むべきで、右目的の爲優良種子の配給を行ふことは重要な仕事である。又繰棉及プレス工場を設置し棉花仲買人の中間搾取を少くし、棉花の格付を確實ならしめて、取引の圓滑を期することも必要であらう。又以上の如き技術的援助の外或は合作社(産業組合)の設立を助成し、個々に分散せる農民經濟を組織化することも肝要であつて、北支に於ける合作社は近年其の増加著しく、棉花の栽培及販賣に

北支經濟開發の現状

七

は大なる役割を演じつゝある。我方に於ては以上棉花の増産改良並に農村組織化を助長する爲の具體的機關設置に付、寄々研究を進めて居る次第である。

次に本問題に關聯し、北支に於ける日本紡績の進出に付一言しなければならぬ。北支に於ては日本紡績は從來青島に存在して居たのみであるが、最近は天津方面への進出極めて顯著なるものがある。右原因としては

(イ) 棉産地に近接し居ること

(ロ) 廣大なる市場を有すること

(ハ) 多くの大炭鑛が附近に存在して居ること

(ニ) 平津政情の安定し來たれること

等を挙げ得るのであるが、多くの會社は或は新工場の建設を計畫し、或は既存支那人紡績の買収の方法も考慮されて居る。近き將來本邦有力紡績會社は殆んど凡て北支に工場を有するに至る状態であつて、一部には青島天津共に、茲數年内に紡機百萬錘に達するであらうと觀測して居る向もある。棉花の改良増産計畫を消

費の側から支援する意味合に於て、在華紡の飛躍的進出は、我國北支經濟發展の一重要基礎を形成するものと謂ふべく注目に値する。

四、鹽

現在日本内地に於ける鹽の消費は高速度に増加して居り、昭和九年度消費高は三年前たる昭和六年の一倍半であり、昭和十一年度推定額は實に昭和六年の二倍に垂んとして居る實情である。然るに我國内地に於ては主として氣象上の關係から其の生産費高く、僅に總需要高の約三割を食料鹽として供給するに止まり、餘の工業用其の他の原料鹽に就ては之を外地及外國より移輸入して居る現状である。更に此等輸入鹽に就ては臺灣、關東州、滿洲國及北支等より移輸入せらるゝ量よりも、阿弗利加其の他遠隔地より輸入せらるゝ數量が遙かに大である。昭和十一年十月專賣局に於て開催せられた鹽務關係官會議に於ては、工業鹽の八割程度を近海鹽に依て確保するの原則が確立された。即ち曹達其の他各種化學工業進展

の情勢に顧み、今後五年後に於ける本邦工業用鹽の需要見込高を約百七十萬噸と推定し、其の内百三十五萬噸の供給は之を外地及隣邦に於て確保し、其の餘の約三十五萬噸は、貿易調整其の他の事情を考慮して之が供給に付適當の方法を採ることとし、北支方面には五十萬噸を割宛てたのである。而して長蘆鹽は右北支鹽中重要なるもので、本鹽を輸入し日本工業鹽を近海に確保するの目的を達すると共に、北支民衆の利益増進を図ることとなつたのである。長蘆鹽とは河北省渤海沿岸一帯に産出する鹽の名稱であるが、長蘆地方一帯は製鹽上黃海渤海沿岸中に其の例を見ない程好條件に恵まれてゐる關係上、全能力を擧げて採鹽するに於ては、恐らく全支鹽田中最上の成績を收め得るであらう。然るに支那の政情は此の天惠的鹽場に最大能力を發揮せしむることを許さず、鹽税の高率は密輸入を促進し又最近に於ては極端なる生産制限を命令し、他方脱税、私鹽の弊を防ぐ爲め政府直營の貯鹽場を設置し強制的に同地に運搬せしめて、之を監視する等の措置が講ぜられて居る。従て我方としては生産制限を緩和せしめ、相當量を確保すると